小 粒子状物質 \widehat{P} M <u>−</u> 五. に係る総合的な対策の推進を求める意見 書

に努めてきており、 我が国 大気汚染防 二酸化硫黄、二酸化窒素などの濃度は大きく改善してきてい 止法や自動車 N Ο X Р M 法に よる規制等に り大気環境 . る。 の保全

間 の一貫した関係が見出されてい 一方で微小粒子状物質 (PM二·五) は、 ないことか 5 疫学的知見が少なく、 大きな課題となってい 曝露濃度と健康影響との る。

望する。 まっており、 我が国でもその越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことにより国民 また、 よって、 平成二十五年一月以降、 国会及 Р M二・五による大気汚染に関して包括的に対応することが求めら び政府におかれては、 中国において深刻なPM二・五による大気汚染が発生 次の項目につい て早急に実現が図ら れるよう強 の関心 れ て 11 る。 が高 く要 Ļ

- 対策を推進すること。 Ρ い注意発令の <u>M</u> <u>−</u> 五 \mathcal{O} 発生源 仕組みを整備するとともに、 の実態や構成成 分の 解明をした上で、 環境基準を達成できるよう国内 法律に基づ 国民 外 0 12 発生 わ カュ 抑 り 制 B
- 推進すること。 国と地方自治体との連携を強化 情報共有を図 り なが 5 モ =タリ ン グ 体 制 \mathcal{O} 整備を
- こと。 もに、 PM二・五による肺機能や呼吸器系症状等 研究結果に基づく指針等 の見直 しに 0 1 \sim ては、 \mathcal{O} 健康影響に 速やか 関する に実施できる体制を整備する 調 査研 究を進め るとと

右、 地方自治法第九十九 条の 規定により意見書を提出する。

平成二十六年三月二十七日

大分県議会議長 近 藤 和 義

《 議 院 議 長 伊 吹 文 明 殿

参議院議長山崎正昭殿

内閣総理大臣安倍晋三殿

環 生 労 働 大 大 臣 臣 田 石 村 原 憲 久 晃 殿 殿